

幼稚園、附属小学校」に改め、附属幼稚園、附属三原幼稚園」を削り、同表山口大学の項中「教育学部附属山口小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属山口小学校」に改め、教育学部附属幼稚園」を削り、同表鳴門教育大学の項中「附属幼稚園、附属小学校」に改め、附属幼稚園」を削り、同表香川大学の項中「教育学部附属高松小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属高松小学校」に改め、教育学部附属幼稚園」を削り、同表愛媛大学の項及び高知大学の項中「教育学部附属小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表福岡教育大学の項中「附属福岡小学校」を「附属幼稚園、附属福岡小学校」に改め、附属幼稚園」を削り、同表佐賀大学の項中「文化教育学部附属小学校」を「文化教育学部附属幼稚園、文化教育学部附属小学校」に改め、文化教育学部附属幼稚園」を削り、同表長崎大学の項及び熊本大学の項中「教育学部附属小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、教育学部附属幼稚園」を削り、同表大分大学の項中「教育福祉科学部附属小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、教育福祉科学部附属幼稚園」を削り、同表宮崎大学の項中「教育文化学部附属小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、教育文化学部附属幼稚園」を削り、同表鹿児島大学の項中「教育学部附属小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、教育学部附属幼稚園」を削る。

(学校教育法第六十九条の四第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正)

第四十五条 学校教育法第六十九条の四第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成十六年文部科学省令第七号)の一部を次のように改正する。

題名中「第六十九条の四第二項」を「第一百十条第二項」に改める。

第一条の見出し中「第六十九条の四第二項各号」を「第一百十条第二項各号」に改め、同条第一項中「第六十九条の四第三項」を「第一百十条第三項」に改め、同条第二項中「第六十九条の三第二項」を「第六十九条第二項」に改め、第六十九条の四第三項」を「第一百十条第三項」に改め、同条第三項中「第六十九条の三第三項」を「第六十九条第三項」に改め、第六十九条の四第三項」を「第一百十条第三項」に改める。

第二条中「第六十九条の四第三項」を「第一百十条第三項」に改め、同条第一号中「第六十九条の三第三項」を「第六十九条第三項」に改め、同条第四号及び第五号中「第六十九条の三第二項」を「第六十九条第二項」に改める。

第三条第一項中「第六十九条の四第三項」を「第一百十条第三項」に改め、同項第一号中「第七十一条の五第一項第一号から第八号まで」を「第六十九条第一項第一号から第八号まで」に改め、同条第二項中「第六十九条の三第三項」を「第六十九条第三項」に改め、第六十九条の四第三項」を「第一百十条第三項」に改める。

第四条の見出し中「第六十九条の四第二項各号」を「第一百十条第二項各号」に改め、同条第一項中「第六十九条の四第三項」を「第一百十条第三項」に改め、同条第二項中「第六十九条の四第三項」を「第一百十条第三項」に改める。

(国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部改正)

第四十六条 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成十六年文部科学省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表特別支援学校の幼稚部の項及び幼稚園の項を削り、同表短期大学の学科(専攻科を含む)の項の次に次のように加える。

幼稚園	七三、一〇〇円	三三、三〇〇円	一、六〇〇円
第二条第一項の表高等学校及び中等教育学校の後期課程の項の次に次のように加える。			
特別支援学校の幼稚部	三、六〇〇円	一、一〇〇円	—

第四条第二項中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改め、同項の表幼稚園の項を削り、同表小学校の項の次に次のように加える。

幼稚園	七〇〇円	九〇〇円
-----	------	------

附則第二条第二項中「設置される」の下に「幼稚園」を加え、特別支援学校の高等部若しくは幼稚園又は幼稚園(以下「高等学校等」を「又は特別支援学校の幼稚部若しくは高等部(以下「幼稚園等」に改め、同条第三項中「高等学校等」を「幼稚園等」に改める。

(高等学校設置基準の一部改正)

第四十七条 高等学校設置基準(平成十六年文部科学省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「教頭」を「副校長及び教頭」に、教諭」を「主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において「教諭等」という)」に改め、同条第二項中「前項の教諭」を「教諭等」に改め、「これ」を削る。

第九条中「相当数の」の下に「養護をつかさどる主幹教諭」を加える。

(学校教育法施行規則等の一部改正)

第四十八条 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成十六年文部科学省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「一」を「いずれかに」に改め、改正後の「を削り、第六十八条の三」を「第六四十七条」に改める。

(高等学校卒業程度認定試験規則の一部改正)

第四十九条 高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に改める。

第十条第五項中「第六十九条の五第六号」を「第一百五十四条第六号」に改める。

附則第一条第二項及び第五条第一項の表上欄中「第六十条」を「第九十一条」に改める。

(文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第五十条 文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年文部科学省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一条の欄中「第十五条第一項(第七十七条の十一及び第七十八条)を「第二十八条第一項(第八十八号及び第九十号)に改める。

別表第二条の欄中「第十二条の三」を「第二十四条」に改める。

別表第四条の欄中「第十二条の三第二項及び第三項」を「第二十四条第一項及び第三項」に改める。

(学校教育法施行規則等の一部改正)

第五十一条 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成十八年文部科学省令第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一号中「第八条第一号」を「第二十条第一号」に改める。

(教育職員免許法施行規則の一部改正)

第五十二条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成十八年文部科学省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「ものとす」の下に「幼稚園」を加え、高等学校又は幼稚園」を「又は高等学校」に改める。

(学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の一部改正)

第五十三条 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令(平成十九年文部科学省令第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「この省令第一条の規定による改正後の」を削り、「第三項において「新学校教育法施行規則」という)第六十九条の五第一号」を「第一百五十四条第一号」に改め、同条第三項中「新学校教育法施行規則第七十三条の十六第五項」を「学校教育法施行規則第三百三十五条第五項」に、新学校教育法施行規則第六十三号の三」を「同令第九十七号」に改める。

附則第三条第十四項中「児童、生徒又は幼児」を「幼児、児童又は生徒」に改める。